

令和6年度 乙種防火管理者資格取得講習実施要領

主 催 北見地区消防組合消防本部
後 援 北見地区防火管理協議会

消防法施行令第3条第1項第2号の規定に基づく防火管理講習を次の要領により実施します。

乙種防火管理講習（1日間）

○ 日 時 令和7年2月6日（木）
午前10時00分～午後4時20分（受付 9時30分～）

○ 場 所 北見地区消防組合 消防本部4階講堂
（北見市寿町2丁目1番28号 Tel 0157-25-1521）

○ 受付期間 令和7年1月6日（月）～令和7年1月24日（金）

○ 定 員 30名

※受付は先着順とし、定員を超えた場合は受付をお断りさせていただきます。

○ 受講申請書の提出先

（1）直接申込の場合

提出場所		住 所	受付時間
消防本部	予防課設備指導担当	北見市寿町2丁目1番28号	8時45分～17時30分 （北見消防署は土・日・ 祝祭日も可）
消防署	庶務課予防担当	〃	

（2）郵送の場合

消防本部予防課設備指導担当宛に郵送してください。

○ 受講資格（乙種）

消防法第8条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店舗等で一定規模以上の建物）の防火管理上の必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方

※乙種防火管理者

防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、その延面積が特定用途に供される防火対象物（映画館、百貨店、旅館、病院等）にあつては 300 m²未満、その他の対象物にあつては 500 m²未満のもの

○ 講習費用

資格取得にかかる費用（テキスト代等）として 4,000 円が必要となります。
(講習当日受付にて納入願います)

○ その他

- (1) 講習修了者には、修了証及び防火管理資格者証を交付いたしますので、忘れずにお受け取りください。
- (2) 受講申請書提出前 3 ヶ月以内に撮影した 縦 3 cm、横 2.5 cm で無帽、無背景、正面上半身のものを申請書に貼付してください。
(写真の裏面には氏名を記入してください。)
- (3) 遅刻・早退・呼び出し・退室・携帯電話・受講途中での受講者の変更・受講中の飲食・喫煙等は認めておりませんので、ご注意下さい。
(修了証及び防火管理資格者証が交付されない場合があります。)
- (4) 講習について不明な点は、北見地区消防組合消防本部予防課設備指導担当 (Tel0157-25-1521) にお問い合わせ下さい。

————— 問 い 合 わ せ 先 —————

北見地区消防組合消防本部	北見市寿町 2 丁目 1 番 2 8 号	Tel0157-25-1521
北見地区消防組合消防署	北見市寿町 2 丁目 1 番 2 8 号	Tel0157-25-1525
北見地区消防組合端野支署	北見市端野町二区 4 6 9 番地 1	Tel0157-56-2155
北見地区消防組合常呂支署	北見市常呂町字常呂 5 5 8 番地	Tel0152-54-2630
北見地区消防組合留辺蘂支署	北見市留辺蘂町旭公園 9 9 番地 1 8	Tel0157-42-2049
北見地区消防組合置戸支署	置戸町字置戸 1 9 2 番地	Tel0157-52-3103
北見地区消防組合訓子府支署	訓子府町東幸町 5 番地	Tel0157-47-2419